

169-参-財政金融委員会、国土交通委員会合同審査会…-2号 平成20年04月24日
※道路整備費の財源特例法に関する法律案の一部改正についての質問

○委員長（峰崎直樹君） これより財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会を開会いたします。連合理事会の協議により、本日は、財政金融委員長及び国土交通委員長が交代して連合審査会の会議を主宰いたします。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会・国民新・日本、辻泰弘でございます。

去る四月十六日に財政金融委員会に付託されました道路整備費の財源特例法に関する法律の一部改正案につきまして、先般、十六日には本会議におきまして質問させていただいたところでございますけれども、今日はトップバッターとして御質問を申し上げたいと思っております。あるべき道路整備の姿、また関連する財政制度、税制の在り方、こういったことについてしっかり充実した議論をさせていただいて、誤りなきを期す、将来に向けての国会としての責務を果たしたい、このように思う次第でございます。

さて、三十分と限られておりますので、少し足早になるかもしれません。まず、財務大臣にお伺いしたいと思います。

先般といいますか、昨日ですけれども、福田総理が町村官房長官、伊吹自民党幹事長と四月三十日に再可決の方針を決められたということが一斉に報じられました。あれほどの一斉の報道でございますから、よもや違うということはないんだろうと思いますが、財務大臣にはそのことについて承知されているでしょうか。

○国務大臣（額賀福志郎君） 報道では知っておりますけれども、この問題については国会でお決めになることでございますので、私は今言及すべき立場にいるものとは思っておりません。

○辻泰弘君 冬柴大臣も公明党のお立場で内閣に入っていらっしゃるわけですけれども、政府・与党の決定だというふうな決め方と聞いておりますが、そのことについては御承知でしょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 額賀大臣と全く同じ立場でございます。

○辻泰弘君 そもそも、理事会においては私どもの円筆頭からも申し上げておるところでございますけれども、参議院の本当に審議の渦中に参議院の審議を無視するような、そのようなことが官邸で決められたとすれば極めて問題であり、ゆゆしきことだと思っております。

そういった意味においては、その点、真偽は必ずしも定かでないところもございまして、いずれにいたしましても、そういった政府・与党の動きに対しては大いに異を唱え、注意を喚起しておきたいと、このように思う次第でございます。

そこで、中身のことに入ろうと思っておりますけれども、資料も配っていただいておりますけれども、やはり今回の御提示いただいた法案、私、本会議でも御質問申し上げましたし、巷間いろんな方からの御指摘もあるわけでございますけれども、何よりも今回の法案の中身と、さきの政府・与党決定、四月十一日、総理の方針の下に決められているわけでございますけれども、それと余りにも矛盾する、明らかに矛盾する、両立しない、このことが大きな問題だと思うわけでございます。そこで、改めてのことではございまして、資料を配付させていただきました、どこが一番大きく変わるのかということで見ただけのようにしております。

右の方が四月十一日の政府・与党決定でございまして、道路関係法案等の取扱いについてということでございます。その中には、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化すると、こういったことが明記されているわけでございます。

片や、今回御提出いただき、今日から審議させていただく道路整備費財源特例法改正案は、これは要綱、分かりやすいので要綱から取っておりますけれども、政府は、平成二十年度以降十年間は、毎年度、次に掲げる額の合計額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならないものとする、こういうことになっているわけございまして、根本的に背馳する、両立しないということでございます。

すなわち、法案においては二十年度から十年間特定財源を継続する。もちろん、一部一般財源化ということ、四百二十七億をやられるわけですが、それはそれとして、基本はそうなっているわけですね。しかし、過般の政府・与党決定では、来年度から、来年度ということは一年もないわけございまして、来年度から一般財源化することを政府・与党の決定としてお決めになっている。総理は、これは間違いなく正式決定だとおっしゃっているわけでございます。

そういう中で今回の法案が提示されたというのは、全く理解に苦しむ、理解できない、両立しない、矛盾すると、このように言わざるを得ないわけでございます。そういう意味からいたしますと、これは再提出あるいは抜本修正あるいはしばらく審議を待つといいますか、そういったことしか常識的には出てこないわけですが、国土交通大臣、そう思われませんか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） この法案につきましては衆議院で可決されているわけですね。したがって、国会法五十九条を見ていただいたら分かりますけれども、一の院で可決された法律案については提出者はこれを修正したり撤回したりすることはできない、こう書かれているわけでございますから、時系列的に考えてください。我々は、今ここへ提出しているのは、その一の院で提案したものであります。そしてその後の……（発言する者あり）

○委員長（峰崎直樹君） お静かにお願いします。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 四月十一日、四月十一日というのはもう可決された後の話でございますが、政府と与党の間で決定したものの中には、地方財政や国民生活の混乱を回避するため、平成二十年度、二十年度ですよ、歳入法案を一日も早く成立させる、それを前提として云々と書いてあるわけございまして、その内容がその後ろに書かれているわけでございますから、時系列的に考えていただければ、この平成二十一年以降の一般財源化するという文言は、いわゆる今年の抜本的財政改革の中で議論される話でありまして、秋以降の話です。今はまだ春でございますので、春のことをやっておるわけでございますから、その結論が済んでから、済んでから与野党協議を通じてどのような結論を得られるか。しかしながら、政府・与党の方としての立場としてはこういうふうに考えていますということが提案されたのが政府・与党決定でございますから、全く矛盾はいたしてはおりません。

○辻泰弘君 やはり矛盾と言わざるを得ません。

と申しますのは、今大臣がおっしゃったように、秋には一つの新たなデータも出てきて、それに基づいて五年間の新たな計画を作られると、こういうことをおっしゃっているわけですね。そういったことがもう直近に予想されるわけですね。今回も五十九兆を前提にして中期道路計画を作って、そしてそれがベースとなって法案に至っているわけです。

秋にその新たな計画ができるのであれば、それを待って、それを受けて十年間の展望というんなら話は分かりますよ。だけど、今の段階で来年度から確実に矛盾するというそのことが分かっている、かつまた秋には新たな計画ができるということが分かっている、そのことがはっきりしているながら、今その矛盾がだれが見ても明らかな状態のままにここで審議を始めている、

審議自体はいいかもしれませんが、その法案を本当に作っていくという、それは余りにも非常識なことじゃないですか、大臣、いかがですか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 私は、今提案しているものが最善だということで、一日も早く、一日も早くこれを可決をしていただきまして、今地方自治体で起こっている混乱、このようなものをなるべく早く収束をさせたい。そして、その上に立って今後話合いを進めて、そしてその結論を得たいということでございますから、これは、この審議はむしろ、この法案はもう可決されてから一か月半が経過しているわけですね、したがって、早く結論をお出しいただきたいということでございます。

○辻泰弘君 最善のものとおっしゃいましたけれども、やはり四月十一日は政府・与党決定を得ているわけで、それは正式だというふうに総理はおっしゃっているわけですから、政府というお立場では大臣はもちろん閣僚でいらっしゃるし、与党というお立場ではもちろん連立与党になっていらっしゃるわけですから、当然その中にあると思うわけですね。

ですから、最善というのは、出したときに大臣として最善という意味で出したと、あるいは衆議院を可決してということはあるかもしれませんが、しかし、この参議院に送られて後に、その四月十一日に、これは我々のこの委員会に付託される以前に決定されているわけですね、政府・与党決定は。だからそれを、そういう状態を無視してここで最善だということをおっしゃったら、ちょっと成り立たないんじゃないですか。だって、政府・与党としては一般財源化ということをして来年度からやるということを決めているわけじゃないですか。そのことをやはり前提にしてこの法案について考えなければいけないんじゃないですか。

その修正ができないという政府のお立場は分かっていますよ。もちろん、政府のお立場で一院を通ったものはできないというのはありますが、しかし政治家として、この政府・与党合意を受けたお立場として、やはり大臣としては修正、政府としては修正できないということをおっしゃるかもしれませんが、しかし、常識的に考えて明らかに両立しない、矛盾する、しからば国会で修正するなり再提出するなりそれはあり得ることだと思われ、やるべきだと思いますけれども、そう思われませんか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 委員は矛盾するとおっしゃいますが、私は全く矛盾してないと。これは、だって時系列的に並べたら分かるでしょう。今と秋とは違いますよ。（発言する者あり）

○委員長（峰崎直樹君） 御静粛にお願いします。

○国務大臣（冬柴鐵三君） ですから、付託されたときはおっしゃいますが、我々は、衆議院から参議院へ送ったのは、何日か。三十日ですよ、四月三十日。そうでしょう。ですから、それは付託が遅れただけの話でございます、我々はそれを早く結論を出していただきたいために、この政府・与党合意、あるいは真摯にこの状態を何とか早く解決したいということで総理が特段の政治判断をされて、そしてこういうことをした結果、政府・与党決定がなされたわけでございます、それはずっと後の話でございます。

したがって、私は、提案している法案を一日も早く結論を出していただきたいということでございます。

○辻泰弘君 この点につきましては、私どもが申し上げているだけでなく、町村官房長官も四月十四日の記者会見で、どう修正するのか提案があり、与野党が合意できればいいということをおっしゃっている。また、伊吹幹事長も四月八日の総務会で、その両者の矛盾を認めておられる発言をされているわけでございます。また、参議院の脇国対副委員長もこの間の記者会見のときに、法案と総理の方針とはつじつまが合わない、参議院で期間を一年に修正する可能性はある

と新聞、読売新聞ですけれども、そういった報じられているようなことがございます。

このように、与党のあるいは政府の幹部の方が認められるように、やはり両立しない、明らかな矛盾だということは、これは常識的に考えたらもうだれもが否定できないことになるわけでございます。

そういった意味で、私は、再提出あるいは抜本修正が絶対に必要であって、もうこんなことで議論すること自体情けないように思いますけれども、改めて、国土交通大臣、そのことについてはどうですか。修正を与党にお願いするということもあるかもしれませんが、やはり自ら再提出をするということがあるかもしれませんが、秋の状況まで待つということでストップしようということもあるかもしれません。その点について、改めて見解をお伺いしたい。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 国会法五十九条に私は拘束されておるわけでございますから、まず撤回とか修正はすることはできません。（発言する者あり）いや、そんなことないと、そんなことないと、おかしなこと言わないでください、いやいや。いや、国会法も法律ですからね、ですから法律に書かれたとおりにしなきゃなりません。

それで、問題は、ここで書いてあるように、混乱しているんですよ、今。その混乱する、そこを回避するために、これを与野党通じてよく協議をしてほしいと、そういう願いの中でこういう案を出しているわけございまして、これに従って十分に話し合いをしていただいたら結構だと私は思います。

○辻泰弘君 この法律は十年間を縛る法律なわけですね、特定財源を十年間するというのです。ですから、これは今後十年間を、我々の日本の社会を一つを規定する意味合いを持つわけでございます。

そういった意味で、当面、当面のその半年間とかそういうことは、将来の十年間のことを考えたらしっかりと時間を掛けて審議をし、またあるべき結論を得て今後の十年間に臨むということが、十年が五年になるか分かりませんが、そうあるべきであって、何か当面のこのために先の十年間を先に決めてしまうということがよく分からない論理だと思うんですね。

そのことの意味というのは、やはり先に法案を十年間基本的に特定財源というものを決めてしまって、それを既成事実にして、その後を考えようかと、こういうことになっている。すなわち、一般財源化ということについての思いが実は極めて希薄だということの裏返しと申しますか、その如実な表れと申しますか、そういうことだと思わざるを得ないわけでございます。

それで、このことだけで時間を掛けていたらあれですけども、国土交通大臣に改めてお伺いいたしますけれども、かつての、さきの御発言の中で、議員提案で修正はもちろん可能であると、与野党協議の結論を得ての修正には従うと、こういった趣旨の御発言をされておりますけれども、その認識に変わりはありませんね。

○国務大臣（冬柴鐵三君） もちろんそのとおりでございます。

○辻泰弘君 財務大臣にも、特定財源という意味合いでございますので、ちょっと今の点をお伺いしますが、財務大臣も与野党間で協議をして合意点を見付けてほしいというような趣旨の御発言をされているわけですけども、与野党で協議をした結果が出ればそれを尊重するというお立場であると理解してよろしいですね。

○国務大臣（額賀福志郎君） 今財源特例法案が可決されておられませんから、例えば地方道路整備交付金等の六千八百億円等のお金は地方に交付されてないで混乱を来しているわけでありまして、我々はそういう混乱を一日でも早くなくすようにこの成立を念願をしていることでございます。それが第一であります。

その上に立って、福田総理、政府・与党も、与野党の間でよく協議をして、その道路特定財源

を廃止をして来年度から一般財源化を図るということについて御議論をいただきたい。その中で、それは国会でお決めになることでございますから、国会でお決めになったことについてはこれを尊重しなければならないのは当然のことだと思っております。

○辻泰弘君 両大臣とも与野党間で結論が出れば尊重すると、当然だと、こういう御趣旨だと思えますけれども、そこで、今お聞きしましてもやはり大きな矛盾が存在している、両立しないというふうに私は思うわけでございます。

実は、四月の十八日にこの道路特定財源問題に関する与野党協議の場が持たれております。昨日も行われておりますけれども、その一回目の十八日の方ですが、その冒頭に自民党の大島国対委員長がおっしゃったことは、修正協議は参議院の現場で行い、与野党協議会では扱わないと、このように冒頭に発言をされておる。これは報道もされておりますし、中に入っておられた直嶋政審会長にも確認をいたしておりますけれども、そうであればこそ、そうであれば参議院の委員会でこそ修正協議が行われるべきでございますして、付託された財政金融委員会で修正協議を始めやっていくべきだと、このように私は思うわけでございます。

裏表の法案でございますから、両方にかかわるわけですがけれども、そういった意味で、この自民党の大島国対委員長の意に沿うことでもあるわけでございまして、修正協議は参議院の現場で行うということをおっしゃっているわけですから、それを踏まえて是非、財政金融委員会に付託されているわけですから、まずは理事会で修正協議についてどういう形で進めていくのか、代表者を出すのか、どういうことになるのか分かりません。その辺は具体的に理事会でお決めいただくことになろうと思っておりますが、是非具体的な修正に向けて、修正という形にはいろいろな形があるかもしれません。とにかくそういったことについての具体的な協議を大島国対委員長のおっしゃる線に沿ってやっていただきたい。

そういった意味で、私も理事をさせていただいておりますけれども、理事会でこのことについての御協議をお願いしたいと思いますけれども、委員長、お願いいたします。

○委員長（峰崎直樹君） この点は、後刻財政金融委員会の場において、理事会等で協議をしたいと思えます。

○辻泰弘君 税制並びに道路整備費財源特例法はいずれも財政金融委員会に付託されていると理解しておりますので、財政金融委員会の理事会で協議をしていただいて、それぞれの両法案についての修正協議と申しますか、そのことについての与野党協議を進めるということを是非お願いしたいと思っております。与党の皆さん方にもその問題点、認識を共有していただきたいと思えます。

もう一つ、与野党協議にかかわってくることになるわけですがけれども、税法のことをお聞きしておきます。通告では一番後の方になっておるかもしれません。

それで、税法改正案の適用関係についてということになるわけでございます。もとより、暫定税率の延長も十年ということでございますして、道路の方と、特定財源の十年と平仄を合わせているわけですがけれども、そういった意味でまさに密接不可分の法案になっているわけですがけれども、まず、前回の財政金融委員会の最初の質問で私も申し上げたんですけれども、改めて指摘しておきますけれども、施行日、四月一日でございます。税法も今回の財源特例法も施行日は四月一日でございますが、施行日を経過した後に委員会で趣旨説明を聴取した閣法は、過去二十五年間で三例のみでございます。そして、その三例のすべてが施行日の修正を行って可決、成立をさせているということでございます。ですから、今回の事案に照らすならば、税法も財源特例法も四月一日になっておりますから、それは当然施行日の修正を行って可決なり成立なりに運ぶのが本来の姿であると、こういうことだろうと思っております。

そして同時に、施行日を通過した後に施行日の修正を行わず可決した例というのはかつて七例だけでございます。実は古いことばかりなんですけれども、そのうち税に関するものは、昭和三十

七年の国税通則法及び国税通則法施行整備法のみでございまして、これは施行日が昭和三十七年の四月一日、成立、公布が四月二日ということで、一日間のずれでしかないのでございます。そしてまた内容は、加算税とか延滞税ということでございまして、通常の一般の国民の方々に、あるいは経済行為に、産業活動に影響が直接的にすぐに及ぶということとは必ずしも言えないものであろうと思うわけでございます。

そして同時に、施行日を過ぎたため施行日の修正を行って可決した税法に関するものというのは四例ございまして、衆議院段階で施行日の修正を行ったのは、昭和四十三、四十七、四十八、三例でございます。これはノーマルな話だと思います。参議院で修正したというのは、昭和四十四年に一回だけでございます。衆議院も参議院もそうなんですけれども、それらはいずれも施行日の修正とともに四月一日から実際に公布される公布の日までの適用関係を法律上明確化する修正を行って成立させているわけでございます。

このことを財務大臣、御認識ございますか。

○国務大臣（額賀福志郎君） 過去にそういう例があったということは承知をしております。

○辻泰弘君 そこで、今回の法案というのは施行日四月一日を一か月近く過ぎていただいております。昭和三十七年の一日とは大違いでございます。内容も、加算税、延滞税とは異なりまして通常の経済産業活動や国民生活に密接にかかわる内容になるわけでございます。そのような法案について、施行日を経過した後に施行日の修正を行わず可決するということは、まさに租税法定主義の根幹にかかわるゆゆしき立法プロセスだと言わざるを得ない、歴史上始まって以来の一つの暴挙と言わざるを得ないと私は思っております。

すなわち、瑕疵ある法案を作ることになる、汚点を残すことになるもので、修正をせずに済ませようとする政府・与党の動きというものは私は容認できない、このように思うわけでございます。やはり、修正なくして法案の採決、可決、成立というのは極めて常識に反するものでございまして、立法府の責任を全うする道ではないと、このように私は思っております。

そういった意味からも、この税法についても速やかに修正協議に入って、あるべき税法の姿をつくり上げる、これが私どもに課せられた責務だと思っております。そういった意味で、先ほど道路特定財源の十年間の法案、我々は立場違いますけれども、政府提案の閣法、これについての修正協議も当然あるべきだと申し上げましたけれども、この税法の修正協議も、大島国対委員長もそのことも含めての御発言だったと新聞では出ておりますけれども、税法に対する修正協議も是非財政金融委員会で着手していただきたいし、していかなければ立法府としての責任を全うすることにならないと、このように思いますので、理事会で御協議いただくように委員長にもお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（峰崎直樹君） ただいまの件につきましても、後刻財政金融委員会の理事会にて協議いたします。

○辻泰弘君 それで、実は財政金融委員会、また理事会でも私資料要求をさせていただいてきていることでまだ答えが出ていないことがございます。それは今にもかかわることなんですけれども、例えば租税特別措置についての適用関係というのは、一番、大ざっぱとっては怒られるかもしれませんがけれども、一番簡易なものはいいただいたことがあるんです。しかし、私が求めておりますのは、今回の税法の全体の適用関係のリストというのを入手したいと言っても全然もらえないわけなんです。

すなわち、租特のみならず所得税法や法人税法にかかわることで、増税の方向の改正があるわけなんです。国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを追加するという、ちょっと専門的な領域ですけれども、これが四月一日にさかのぼっての適用になりますと不利益遡及になるのではないかと、こういうことがあるわけ

です。さきにお示しいただいたのは、租特についての適用、不適用の表は一応いただいておりますが、所得税法、法人税法について、すなわち本法についてのその適用関係の整理がいただけてないわけなんです。

それからもう一つは、この間いただいた資料は租特における三月三十一日の期限到来のものについての資料なんですけれども、今回の法改正におきましては三月三十一日期限到来以外のものもございまして、その適用関係のリストというのがいただけていないわけでございます。

例えば、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止という租特法の三十七条にかかわるものがございますが、これも増税方向の改正でございまして、減税措置を一年間早く終わらせると、こういう意味を持っております。すなわち、これが遡及されるのかどうか、四月一日から適用されるのか、適用されるなら不利益遡及になるんじゃないかと、こういうことになるわけなんですけれども。すなわち、三月三十一日期限到来以外の適用関係の方針というのは何ら明示されていないということがあるわけでございます。

もう一点、四月一日からの適用、不適用というのを一応租特についていただきましたけれども、それについても、公布日、その整理を分類した基準、根拠が明らかになっていない、そのことを私は申し上げているんですけれども、それは明らかにしていただけてないわけでございます。

例えば、今日の日経にも出ていましたけれども、交際費の損金不算入の問題がございまして、これは四月一日適用ということになりますと不利益遡及になるのではないかとということもあるわけですが、この間いただいた租特の整理でいけば四月一日から適用ということになっているわけです。ほかのものは全部不利益遡及だからしないという、利益遡及だけだということなんです。この交際費の損金不算入の部分は、考え方によっては四月一日から損金算入していいということが作動しているわけですから、ですから、例えば四月中に使ったものについては損金算入認めますよという考え方だってあり得るわけです。しかし、政府の方針としてそうしないということを一応おっしゃっているんでしょうけれども。

しかし、今日の日経新聞に出ておりますように、やはり訴訟リスクを抱えているということが出ていましてございまして。今日の日経新聞で見ますと、交際費の損金不算入など失効した租特の解釈をめぐる政府は難しい判断を迫られそうだと、さかのぼって不利益な税を適用しないという租税原則に反するとして訴えられる可能性があるためだと、こういうふうに出ておりますし、これは私どもがかねてより指摘した点でもございまして。

それで、すなわち、それらを含めて、要は四月一日が施行日になっていて、それを修正しない、そして公布の日からということになると、その間の空白期間といいますかグレーの部分、ここをどう答えを出すかということはやはり法律で決めなきゃ駄目なんです。今までそうやってきているんです。法律でやってきているんです。それなのに、政府は今の段階に至るも、それらがどういうふう整理されるか、それを明示しない、リストを示さない、それをどうやって区分したかというその基準や根拠を示さない。そのまま巷間伝えられるように四月三十日に強引にやってしまうということになりますと、その四月一日から一か月ぐらいの間のことを法律で決めないでやってしまうという、これは前代未聞、これまで歴史上ないことをやるということになるわけでございます。これは極めて問題でございまして、絶対にそんなことがあってはならないと、このように思うわけでございます。そういった意味で、私はかねてより言っていて、まだいただけてないんでございまして。

要は、我々も実は、冒頭に直嶋政審会長が申し上げましたとおり、我々の法案も四月一日の修正は必要だということを明示し、趣旨説明で申し上げております。ですから、四月一日の修正を行って、公布の日からということに変えて、かつその四月一日から公布の日までのことをどう整理するのか、そのことの適用関係をどうするのかというのは、新たな立法措置を講じて附則でうたうというこれまでの、かつての立法作業と同等のことをすべきだということを含意として持った上であのような趣旨説明をさせていただいたわけでございます。

ですから、そういった意味で、法案としては、税法という意味では政府案があり、そして我が法案があるわけなんですけれども、いずれにいたしましても、施行日の修正というのは絶対不可欠で

あり、かつその四月一日から公布の日までのその間の適用関係について税法において規定すべきであると。そのために修正が絶対なければならない。そのような修正なくして可決、成立するということは、まさに立法府の職を、責務を全うする道ではないと、このように私は言わざるを得ないと思っております。そういった意味におきまして、是非、当然のことですけれども、修正協議の中でそのことを早急に詰めていきたい。そういった意味で、私どももさせていただきたいと思いますし、与党の方のお取り組みもいただきたい。

そういった意味で、改めて与党の方々に申し上げますけれども、このまま、無修正のまま法案を成立せしめるということはこれまで歴史上なかったことであって、まさに租税法主義に反するものである、そのことについてしっかりと御認識をいただきたいと思っております。

そういった意味での修正協議に向けて理事会、財金でお取り組みいただくことを重ねてお願いを申し上げまして、時間が参りましたので、私の質問、残余はまた次回に質問させていただきたいと思っております。若干資料も配付しておりましたけれども、その関連の質問は次回に譲らせていただきたいと思っております。

以上で終わります。